

新潟県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する
資源管理協定

協定発効日 令和8年3月31日

協定認定日 令和8年3月31日

（目的）

第1条 本協定は、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の管理に関して新潟県資源管理方針（令和2年新潟県告示第1244号）に定められる新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業及び新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業の漁獲可能量を超えないように漁獲可能量の管理を行うことを目的として、本協定に参加している団体（以下「参加団体」という。）及び参加団体等に所属する全ての構成員により、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙2-1及び別紙2-2に定められた資源管理の目標の達成のため、新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業及び新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業の漁獲可能量を遵守するための具体的な取組を行い、もってくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の保存及び管理を図るものである。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 くろまぐろ（小型魚） 新潟県資源管理方針別紙1-1に定めるくろまぐろ（小型魚）をいう。
- 二 くろまぐろ（大型魚） 新潟県資源管理方針別紙1-2に定めるくろまぐろ（大型魚）をいう。
- 三 漁獲可能量 新潟県資源管理方針別紙1-1の第3及び新潟県資源管理方針別紙1-2の第3で定める方法により配分された知事管理漁獲可能量（漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量をいう。）をいう。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類）

第3条 本協定の対象となる水域は、新潟県資源管理方針別紙1-1の第2の1の(1)及び同別紙1-2の第2の1の(1)に定める水域並びに本協定を遵守するために参加団体が操業する水域とする。

- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）とする。
- 3 本協定の対象となる漁業の種類は、新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）をとる漁業とする。

（本協定の参加団体）

第4条 本協定の参加団体は、定置漁業（法第60条第3項に掲げる漁業をいう。）の経

営体及び前条第3項の漁業を営むものが属する漁業協同組合とする。

(資源管理の目標)

第5条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙2-1及び同別紙2-2に定める目標とする。

2 前項の目標を踏まえ、本協定では、新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業及び新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業の漁獲可能量の適切な管理を目指すものとする。

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第6条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるものにより行うこととする。

一 漁獲枠の設定

イ 第14条に定める管理委員会(以下「管理委員会」という。)は、当初配分(くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領(令和2年12月25日付け2水管第1905号水産庁資源管理部長通知)第2の1に定める配分をいう。)により配分されたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の数量について、参加団体別に過去の漁獲実績等を勘案して配分し、参加団体は配分された漁獲枠を遵守するものとする。

ロ 管理委員会は、漁獲可能量が変更されたときは、参加団体別の漁獲枠を変更し、参加団体に通知するものとする。

二 県内での漁獲枠の融通

イ 漁獲量の総量が参加団体別の漁獲枠に達する前に限り、前号に示す漁獲枠について参加団体は、他の参加団体と協議の上、漁獲枠を融通することができるものとする。

ロ 漁獲枠の融通の協議が合意に達したときは、漁獲枠を譲り渡す参加団体は、管理委員会に対し文書で報告するものとする。

ハ 管理委員会は、漁獲枠の融通の報告を受けたときは、参加団体別の漁獲枠を変更し、参加団体に通知するものとする。

ニ この他、管理委員会は、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の回遊状況並びに参加団体別の漁獲枠の消化状況を踏まえて、参加団体と協議の上、漁獲枠の調整を行うものとする。

三 他都道府県及び大臣管理区分との漁獲枠の融通

漁獲可能量について他都道府県及び大臣管理区分と融通する際には、別紙に定める「くろまぐろ配分量の融通に係る県内ルールについて」に基づき実施するものとする。

四 漁獲枠遵守のための具体的な管理措置

イ 新潟県資源管理方針別紙1-1の第4の2及び同別紙1-2の第4の2に基づき、漁獲量の総量が公表された後、当該公表に係る管理措置として、参加団体は生存個体の放流に努めるものとする。

ロ 参加団体は、本県の漁獲量の総量が漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著

しく大きいと認められる時点で、生存個体を全て放流するものとする。

- ハ 参加団体は、当該参加団体の漁獲量の総量が当該参加団体の漁獲枠を超え、又は超えるおそれがあると認められる時点で、生存個体を全て放流するものとする。
- 二 0歳魚（2キログラム未満）個体について、参加団体は生存個体の放流に努めるものとする。

（取組の履行確認に関する事項）

第7条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、参加団体に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 参加団体は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、管理委員会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第8条 参加団体は、法第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を新潟県知事に報告するものとする。

- 2 参加団体は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に新潟県知事及び管理委員会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第9条 第6条の具体的な取組のくろまぐろの保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、それぞれ、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 新潟県資源管理方針において当該くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）又は新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業及び新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、管理委員会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第10条 参加団体による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加団体間で調査及び協議することとする。

- 2 第1項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになった場合、管理委員会は、違反が確認された参加団体に対し、弁明の機会を与えるものとする。この場合、期限を定め、弁明の内容を記載した書面等を管理委員会に提出できる旨を当該参加団体に通知することとする。
- 3 管理委員会は、違反の疑義の内容及び弁明書が提出された場合は弁明書等を審議す

ることとする。

- 4 第1項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、管理委員会は当該参加団体の違反を新潟県に申し出るとともに、当該参加団体に対し、必要な措置を講ずるものとする。また、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び新潟県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。ただし、管理委員会の合意が得られた場合には、違反措置の軽減を講じることができる。
- 5 前項の管理委員会が講ずる必要な処置は次の通りとする。
 - 一 参加団体が当該参加団体の漁獲枠を超過した場合は、翌管理年度に配分する漁獲枠から超過した漁獲数量を差し引くものとする。
 - 二 第8条の漁獲関連情報の報告において、参加団体が虚偽報告及び報告義務を怠った場合は、翌管理年度に配分する漁獲枠から40%の漁獲枠を差し引くものとする。ただし、1ヶ月以内に数量の修正報告があった場合は、虚偽報告と見なされないものとする。
 - 三 前二号において差し引いた数量は、他の参加団体に対し、第6条第一号イに定める方法と同じ方法で追加配分するものとする。
- 6 第1項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加団体は本協定の枠組みから離脱しなければならない。
- 7 第1項の調査及び協議の結果並びに第4項及び第6項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加団体の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

- 第11条 管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、管理委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加団体の住所又は名称に変更が生じたときは、当該参加団体は、管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
 - 3 参加団体が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加団体は、管理委員会に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、管理委員会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

- 第12条 本協定の有効期間は、令和8管理年度の開始日から5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）とする。

（議決権及び決議）

第13条 管理委員会の議決権は、1委員につき1票を有するものとする。

- 2 管理委員会の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
 - 一 協定第10条第1項の調査及び協議の結果並びに第4項及び第6項の違反の程度の認定は、議決権（当該違反をした参加漁業者が所属する参加団体の有するものを除く。）の3分の2とする。
 - 二 協定の変更（第四号を除く。）及び本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止は、議決権の3分の2とする。
 - 三 協定の廃止は、議決権の5分の4とする。
 - 四 新潟県知事に対する法第126条第1項の規定による必要な措置の求めは、議決権の3分の2とする。
 - 五 新潟県知事に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求めは、全議決権とする。

（管理委員会の設置）

第14条 本協定の円滑な運営を図るため、参加団体の代表者から構成される新潟県くろまぐる資源管理委員会を設置する。

（管理委員会の役割）

第15条 管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 協定に違反した参加団体に対する措置に関する事務、協定への参加又は協定への脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。
 - 一 第6条第1項の漁獲枠の設定に関する事項
 - 二 第7条の取組の履行確認に関する事項
 - 三 第9条の取組の効果の検証に関する事項
 - 四 第10条第4項の必要な処置及び第5項の必要な処置の基準に関する事項
 - 五 本協定の変更または廃止に関する事項
 - 六 その他新潟県資源管理方針の遵守に関する事項
 - 3 管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、参加団体のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

（協定の変更又は廃止）

第16条 本協定の変更又は廃止は、参加団体の合意によることを基本とする。

(その他)

第 17 条 本協定に定めのない事項については、管理委員会で協議し、定めるものとする。

附 則

本協定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(参加団体)

青海町漁業協同組合	代表理事組合長
上越漁業協同組合	代表理事組合長
上越市漁業協同組合	代表理事組合長
新潟漁業協同組合	代表理事組合長
寺泊漁業協同組合	代表理事組合長
聖籠町漁業協同組合	代表理事組合長
粟島浦漁業協同組合	代表理事組合長
佐渡漁業協同組合	代表理事組合長
水津漁業協同組合	代表理事組合長
羽吉浜漁業協同組合	代表理事組合長
内浦漁業協同組合	代表理事組合長
内海府漁業協同組合	代表理事組合長
加茂湖漁業協同組合	代表理事組合長
姫津漁業協同組合	代表理事組合長
越前水産株式会社	代表取締役社長
石見 孝幸(大立水産)	
新保定置組合	組合長理事
加茂水産定置網組合	組合長
丸内定置網組合	組合長理事
内海府漁業生産組合	組合長理事
有限会社粟島定置	代表取締役
株式会社糸魚川定置網	代表取締役
境市振定置網漁業組合	組合長理事

くろまぐろ配分量の融通に係る県内ルールについて

標記について、本県のくろまぐろ配分量と本県以外（他都道府県や大臣管理漁業）のくろまぐろ配分量を融通する際の県内ルールは、以下のとおりとする。

1 用語の定義

(1) 融通

都道府県間、都道府県と大臣管理漁業の間、今管理期間と翌管理期間の間のいずれかの配分量の移動をいう。

(2) 交換

「融通」のうち、配分量を相互に移動するものをいう。

(3) 譲渡

「融通」のうち、配分量を交換せずに一方的に譲り渡すものをいう。

(4) 譲受

「融通」のうち、配分量を交換せずに一方的に譲り受けるものをいう。

2 融通の原則

(1) 融通は、新潟県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する資源管理協定に参加している団体（以下「参加団体」という。）毎に要望し、県が要望を取りまとめ、国や他都道府県と協議する。

(2) 融通の形態については、他都道府県や大臣管理漁業の間又は今管理期間と翌管理期間の間の交換、譲渡、譲受のいずれかにより行う。

3 融通の手続き

(1) 融通の要望調査等により、参加団体は融通する数量等について、各自で県水産課に要望する。

(2) 県水産課は、取りまとめた数量を国や他都道府県に要望し、融通数量を協議する。

(3) 協議が整った場合、県水産課は知事管理漁獲可能量を変更し、併せて新潟県くろまぐろ資源管理委員会は、要望していた参加団体の漁獲枠を変更する。

4 融通の上限

(1) 参加団体が融通できる数量は、「各管理期間における参加団体別の漁獲枠」を基本の上限とする。

(2) 融通する場合は、当該管理期間において既に漁獲した数量を上限から差し引いた数量を上限とする。

5 その他

(1) 参加団体は、要望調査時以外でも融通を要望することができる。ただし、要望できる期間は、管理年度終了の15日前までとする。

(2) 融通の数量は、要望数量を基に国や他都道府県と調整の上決定する。

(3) 本文に記載のない事項については、関係者と県水産課で協議する。